

No. 4 一般廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1415 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社 兼子 横浜戸塚営業所	
位 置	横浜市戸塚区上矢部町 2003 番 2	
敷 地 面 積	2,218.48 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	1,326.47 m ²
	延 床 面 積	1,681.50 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設（廃プラスチック類） ・破袋施設 119.0 t/日 ・選別施設 133.5 t/日 ・圧縮梱包施設 85.0 t/日 ・圧縮施設 48.1 t/日
	建 築 主	名称 株式会社 兼子 住所 静岡市清水区興津中町 990 番地
運 営 主 体	名称 株式会社 兼子 住所 静岡市清水区興津中町 990 番地	

(内容)

本事業者は、本計画地において平成 16 年に建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得て、市内一般家庭から収集したプラスチック製容器包装の中間処理施設として、プラスチック製容器包装の圧縮・梱包を行っています。

今回、プラマークのついたプラスチック製容器包装に加えて、ハンガーや歯ブラシなどのプラスチック製品の中間処理を行えるよう新たに施設を設置します。

以下の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことのできる幅員を有しており、かつ、周辺交通に支障を生じないように対策を講じていること
- 3 処理施設に起因する騒音、振動又は臭気について、住居系の用途地域内の住宅に著しい影響を与えないよう、十分な対策を講じていること
- 4 周辺住民等に事業内容を説明し理解を得ていること